

経 済 産 業 省

20180501 貿局第2号
経済産業省貿易経済協力局

「(お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成30年5月15日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「(お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部改正について

「(お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」(平成21年5月21日付け平成21・05・11貿局第4号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年6月1日から施行する。

「(お知らせ)輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○(お知らせ)輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について(平成21年5月21日付け平成21・05・11貿易局第4号)

改正後	現行
<p>I 輸出許可書等の申請手続等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 申請手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請書類</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>(ホ) 本邦において飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物にあつては、その旨を証する書面(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第20条第3項の規定に基づく登録票、第20条の2第3項の規定に基づく事前登録済証又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令(平成5年政令第17号)第7条第1項第2号の規定に基づく認定書を含む。)原本(環境省が交付する登録票、事前登録済証又は認定書についてはその写し)1通</p> <p>(ヘ)～(カ) (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>II (略)</p>	<p>I 輸出許可書等の申請手続等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 申請手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請書類</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>(ホ) 本邦において飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物にあつては、その旨を証する書面(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第20条第3項の規定に基づく登録票、第20条の2第3項の規定に基づく事前登録済証又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令(平成5年政令第17号)第3条第1項第2号の規定に基づく認定書を含む。)原本(環境省が交付する登録票、事前登録済証又は認定書についてはその写し)1通</p> <p>(ヘ)～(カ) (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>II (略)</p>

